

平成25年度第2回 岐阜県青少年育成審議会 議事録

日 時	平成26年 2月18日（火） 10：30～12：00
場 所	ふれあい福寿会館 2棟 6 A 研修室
出席者	<p>< 委員 > 17名（欠席委員 3名） 浅野（教）委員、岩田委員（会長）、岩間委員、大池委員、岡田委員、川崎委員、佐藤委員、鈴木委員、玉腰委員、原委員、和田委員、林委員、渡邊委員、浅野（隆）委員、磯谷委員、臼井委員、多田委員</p> <p>< 県 > 7名 斉藤環境生活部次長（男女共同参画・少子化対策担当）、田口男女参画青少年課長 籠橋男女参画青少年課総括管理監、今井学校支援課課長補佐 男女参画青少年課職員 3名</p>

会議の概要	
1	開会
2	環境生活部次長（男女共同参画・少子化対策担当）あいさつ
3	条例等の規定に基づく報告事項 （1）有害図書類の指定について （2）有害興行の緊急指定について 資料に基づき、報告された。
4	審議事項 （1）青少年の適切なインターネット利用対策について 平成26年第3回県議会（6月定例会）に上程を予定している、「岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）」について、事務局より改正の趣旨及び概要を説明したうえで審議した。今回の審議で出た意見等については、できる限り青健条例改正の検討に反映することとなった。 < 審議 >
5	その他の報告事項 （1）困難を有する子ども・若者への支援について （2）平成25年中の少年非行の概況について 資料に基づき、報告された。 < 質疑応答 >
6	閉会

議事の概要		
進行次第	発言者	発言
4 審議	大池委員	<p>資料3-2の各所に「【規則】」とあるが、どのような意味か。</p> <p>また、資料3-1に関係法令として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）」が挙げられている。本法律には罰則規定は設けられているか。</p> <p>同じく資料3-1の経緯等には、「保護者から安易にフィルタリングを利用しない旨の申し出がなされる場合がある。」とある。保護者が、「フィルタリングを利用したくない。」と主張することがあるという意味か。</p>
	事務局	<p>資料3-2に「【規則】」とあるのは、岐阜県青少年健全育成条例（以下「青健条例」という。）ではなく、当該条例の施行規則で規定するという意味である。条例で軸となる部分を定め、細かい部分は施行規則に委任するという規程を設けるうえでのルールに従ったものである。</p> <p>また、法に罰則規定はない。</p> <p>保護者が安易にフィルタリングを利用しない旨の申し出をする点については、「スマートフォンを使うと何ができるのか。」「フィルタリングとは何か。」について、保護者が必ずしも十分認識できていないことが要因の一つと推察される。県内における青少年のフィルタリング利用率が60%台に留まっていることにも繋がっていると考えられる。</p> <p>昨年12月の警察庁による全国調査において、スマートフォンでコミュニケーションサイトを利用し猥褻な被害に遭った青少年が、上半期だけで274人と昨年同期の2.2倍もいたことが明らかとなった。警察もフィルタリング利用率の低さが要因と捉え、携帯電話事業者に対し、回線契約時におけるフィルタリングに関する説明を徹底するよう要請したところ。</p> <p>県としても、まずは保護者にフィルタリングの必要性を認識していただくための機会を設けることが重要と捉え、青健条例の改正を検討し始めた。</p>
	大池委員	<p>保護者の認識が低いために、保護者に任せるとフィルタリングを利用しない旨の申し出がされてしまうということか。</p>
	事務局	<p>フィルタリングの持つ機能や必要性を十分認識したうえで、それでも家庭の教育方針からフィルタリングを利用しないということならば問題は無い。しかし、フィルタリングを利用しない場合の危険性を十分認識しないまま、安易に利用しない申し出をすることは避けていただきたいという趣旨。</p>
	大池委員	<p>フィルタリングを利用しない場合の危険性を十分認識していないにもかかわらず、安易に申し出るケースが多く見受けられるということか。</p>
	事務局	<p>はい。岐阜県PTA連合会が県教育委員会に提出した要望書にも、「保護者の同意があればフィルタリングを利用しなくてもよいということで、危険性に対する認識、理解が低い（甘い）保護者によって無防備な携帯電話等が子どもたちの手に渡ってしまい、トラブルに巻き込まれるケースが目立っている。」とある。</p>
	岩田会長	<p>親の教育方針という理由が濫用され、フィルタリングを利用しない旨の申し出がされているのが現状だろう。その原因が啓発不足にあるのか保護者の保護監督責任放棄にあるのかを考えると、県や学校関係者がこれだけ啓発活動を行っている現状に鑑みれば、保護者による保護監督責任放棄が主な原因と推察される。したがって、今回の青健条例改正は、保護者に一定の義務を課す点において画期的と考える。しかし、義務を果たさない保護者に罰則を</p>

		<p>設けていないので、その効力は啓発に留まるだろう。携帯電話会社に対しても、青少年であるかの確認を義務付けているが、書類さえ揃ってればそれ以上追及しようがない。</p> <p>18歳未満の者に携帯電話やパソコンを持たせるということは、保護者が全ての責任を負うのが前提である。法的に根拠が無いので条例で罰則を設けるのは難しいが、青少年を守るため個人の教育方針の自由に一定の制約を設けようとするのは画期的である。しかし、青健条例では、誰がフィルタリングを利用しない理由の正当性を判断するのか規定されないし、正当でないとわかって罰則はない。そういった点では、今回の青健条例改正により全てが解決されるとは思えない。ただ、一歩踏み込めたことは良いと考える。</p>
事務局		<p>県もPTAも様々な啓発活動を行っているが、いつも話題になるのは、「関心のある人は出席してくれるが、関心の無い人はなかなか参加してくれない。」ということ。条例による規制は関心の有無にかかわらず全ての人に関係することから、今回の取組みは新たなアプローチと捉えている。</p>
浅野(隆)委員		<p>事業者にしてみると事務負担は極力軽い方がよい。罰則規定が無いと、顧客に対して、「リーフレットを見てください。」とか「書類だけ書いておいてください。」というように簡単に済ませてしまうことが懸念されるし、保護者にも抜け道のように受け止められる懸念もある。</p>
事務局		<p>罰則はないが、勧告・公表というペナルティはある。</p>
浅野(隆)委員		<p>勧告等は事前のチェックが大変なので実施されることは少ないだろう。こういった問題は何かきっかけがあって明らかになることが大半。</p>
岩田会長		<p>規定上要求される資料を適切に揃えていれば、事業者はそれ以上踏み込まないし踏み込めない。本来、青少年に対して携帯電話端末等を買って与えた保護者が責任を負うべきで、その保護者に対する罰則規定がないことは、極端に言えば実効性が無いということになる。したがって、あくまで啓発のための条例という位置付けとなる。一歩踏み込んだ点は前進だが、啓発に留まるという印象を受けてしまうだろう。</p> <p>自己の保護監督の元にある青少年が他者に損害を与えた場合、保護者が賠償責任を負うというのが保護監督責任。良くない育ち方をしても、「教育方針だから。」と言われてしまえば他者は踏み込めない。教育の自由と健全育成をどのように両立するかは大変難しい問題だが、何らかの形で罰則を設けることはできないか。例えば、他者に損害を与えた場合に限ったものでもよい。スマートフォンを利用した何気ない書き込みがいじめに繋がったという問題は多々ある。そのような場合、保護者が責任を負わなければならないということを、どこかに罰則として規定できないものだろうか。</p>
事務局		<p>いじめは携帯電話端末等を介してのみ起こるものではないので、青健条例のみでいじめから青少年を保護するのは困難と考えている。</p> <p>今回の青健条例改正は保護者に対する啓発を主な目的としている。法的根拠が無い中で条例に罰則を設けるのは困難である。啓発活動については、これまでも様々な方法で行ってきた。今後さらに進めたいと考えている。</p> <p>実効性の高い条例にすべきという皆さまのお考えはよく理解できる。</p>
岩間委員		<p>今回の青健条例改正は、我々が長年要望してきたもの。改正を検討していただき感謝している。しかし、「条例改正されたからよい。」というわけではないので、PTAとしても全ての保護者が情報モラルに関して学べるよう活動していきたい。</p>

事務局	<p>先ほど申し上げたとおり、関心の無い保護者にどのように啓発するかが問題。</p> <p>今回の青健条例改正は、特に高機能化するスマートフォンへの対応として、店舗での契約時に事業者に一歩踏み込んでいただくことで一定の効果を期待するもの。</p>
浅野（隆）委員	<p>条例による規制と立入調査は、事業者にとって良い意味でプレッシャーとなる。書店等と同頻度で立入調査をすれば一定の効果が得られるだろう。</p>
岩間委員	<p>今回の青健条例改正は青少年が使用する携帯電話端末等に対する規制。したがって、保護者が自らを使用者とする携帯電話端末等を青少年に使用させてしまうと規制対象外となり意味が無い。PTAとしても保護者に対して、青少年が使用する携帯電話端末等の契約を適切に行うよう啓発していきたい。</p>
大池委員	<p>当審議会の委員は問題意識が高いので、保護者に対し罰則を設けるべきという考えになるのだろうが、保護者に義務を課しているだけでも効果はあると考える。今回のケースは保護者に対し罰則を設けるにはハードルが高い。立入調査や啓発に力を入れていただければよいのではないかと。</p>
和田委員	<p>岩間委員が言及されたとおり、「条例等で規制してほしい。」というのが保護者の思い。保護者は子どもに携帯電話端末等を与えたくないけれど、昨今では携帯電話端末等が学校で仲間の輪に入るのに不可欠なツールになっているため、買い与えざるを得なくなっている。高等学校入学を機に一斉にスマートフォンに替える、中学生でも何かあるごとに、「スマートフォンを買って。」とねだられるので買い与える、という状況になっている。保護者にしてみると、「学校や行政が線引きをしてくれれば。」となる。</p> <p>青少年による携帯電話端末等の使用における本質的な問題は、青少年が使用している時に他者（保護者等）が介在できない点にある。例えば、青少年が煙草を購入しようとすれば地域の目が行き届くので抑止することができるが、携帯電話端末等はそれが困難。</p> <p>今回の青健条例の改正は、携帯電話端末等を販売する事業者と青少年に買い与える保護者に対する義務付けとなっており、当事者である青少年を律するものではない。素人考えかもしれないが、事業者と保護者の間に青少年を据えて、青少年自身を真っ向から律するような規定は設けられないか。</p>
原委員	<p>高等学校では入学前の学校説明会で情報モラルも説明する。しかし、保護者は真っ先に子どもに使わせるために携帯電話端末等を購入する。中学生の頃から使っていても、高等学校入学を機に機種変更する。こういった動きは3月19日の合格発表以降集中して起こる。生徒指導部より15分ほどかけ情報モラルに関する説明を実施するが、なかなか理解されないのが現実。保護者はフィルタリングをかける意味を十分理解していないし、理解しようとする姿勢も希薄である。</p> <p>教育委員会ではネットパトロールを行っている。先般、問題事案が発覚したので保護者を呼んで説明し指導したが、「そんなことできるのですか？」というレベルで、携帯電話の危険性を認識していない。</p> <p>現在、高等学校では、外部講師を呼んで生徒や職員を対象とした啓発講習を実施している。保護者の認識も低いので、保護者を対象とした講習も実施して理解を深めさせたいが、恐らく参加する親さんは少ないと思う。</p> <p>今回の青健条例改正は、保護者に啓発する際に少しは効果をもたらすと思うが、保護者に監督責任を問うという点についてはまだまだ温度差がある。先ほど事務局から、「高等学校1年生のフィルタリング利用率が約70%。」</p>

		<p>と説明を受けた。もっと低いと思っていたので驚いている。</p> <p>先ほど岩間委員が言及されたが、保護者を使用者とする携帯電話端末等を子どもに使わせてしまったら青健条例の網はかからない。その点も規制すればさらにフィルタリング利用率の向上に繋がるのではないか。</p>
岩田会長		<p>今回の青健条例改正により、保護者がフィルタリングに関する知識を有しているか否かにかかわらず、保護者が義務を守りさえすれば、一定程度はフィルタリングによって青少年をきちんと守れるようになる。今回の青健条例改正は、「できることからやろう。」という点で意味がある。</p> <p>今後も情報共有しながら進めていければよい。</p>
林委員		<p>条例改正後の効果については、フィルタリング利用率を追跡調査すれば把握できる。しかし、それでもフィルタリングを利用しない人について、「なぜフィルタリングを利用しないのか。」を把握することが最も重要なこと。子どもに対する遠慮からなのかフィルタリングに関する知識が全く無いからなのか、それをきちんと調査しないと効果があがらない。しっかりとやっていただきたい。</p>
岩田会長		<p>青健条例で規制されてもフィルタリングを利用しない、そういった保護者が何を理由にフィルタリングを利用しないと判断したのかをしっかりと分析すべきというご指摘である。</p>
川崎委員		<p>先ほど事務局から、スマートフォンでコミュニケーションサイトを利用し猥褻な被害に遭った青少年数が平成24年上半期で274人いると説明された。これはどのような被害内容を捉えているのか。</p>
事務局		<p>スマートフォンを使ってコミュニティサイトによって猥褻な被害にあった青少年数。警察庁は事業者に対し、契約時の説明を徹底するよう要請した。</p>
川崎委員		<p>例えば、単にフィルタリングをただけでLINEなどを使用できなくなるわけではないですよ。</p>
事務局		<p>コミュニティサイトは一部を除いてフィルタリングにはかからないが、出会い系サイトなどは当然フィルタリングがかかるようになっている。</p>
川崎委員		<p>電話相談業務に従事している。昨今は、「無料サイトなのに利用料を請求された。」という相談が多い。LINEによるいじめなどはフィルタリングだけでは防げない。以前、GREEに、「○○といった言葉を使うとアップロードできない。」という機能があると聞いたが、フィルタリングだけでは防ぎようがないので、使用者自身の情報モラル向上が必要である。使用者自身が理解していないと防げないこともある。</p> <p>また、昨今は小学生からスマートフォンを使用する。学校教育における情報モラルとの向き合い方も必要だろう。</p>

5(2) 質疑応答	岩田会長	資料5について、これは速報版なので本資料が提示されるのでしょうか。本資料を提示される際には、犯罪少年と触法少年の違いや非行少年全体の内訳などを明確にしていきたい。それらの区分をきちんと定義付けていただければ、問題の深刻さなどが理解しやすい。
	事務局	本資料には注釈等を記載し分かりやすくする。
	多田委員	春休みは年間を通じ不良少年が最も盛り上がる時期。マーゴに勤務しているが、昨年LINEのメーリングリストを利用し、「中学校卒業式が終わったらマーゴで大暴れしよう。」「マーゴの屋上でタイマン張ろう。」といったメールが出回った。そういった事案の多くは保護者からの通報で知ることになる。こういった事案に対しては、警備員の増員や全ての出入り口に、「器物破損時は損害賠償等していただく。」といった内容の注意書きを掲示するなどしている。昨年的事案では幸い被害は無かったが、われわれにとって関市の中学校卒業式の日が一年で最も心配な日。 また、灰皿が壊されるなど青少年の喫煙問題についても、春休みが最も危険な時期。こういったものへの対策があればご指導願いたい。 先ほどご説明いただいた数値は明らかになっているものだけだろう。潜在的な人数は恐らくもっと多いだろう。
	和田委員	先ほど説明の中で、「平成21年度以降は、高校生よりも中学生の犯罪件数が多くなっている。」とのことだったが、理由は判明しているのか。万引きの増加が原因か。
	事務局	細かい発生要因の究明はされていないので分かりかねる。

岐阜県青少年育成審議会

議事録署名者

議事録署名者
